

東日本大震災での対応状況

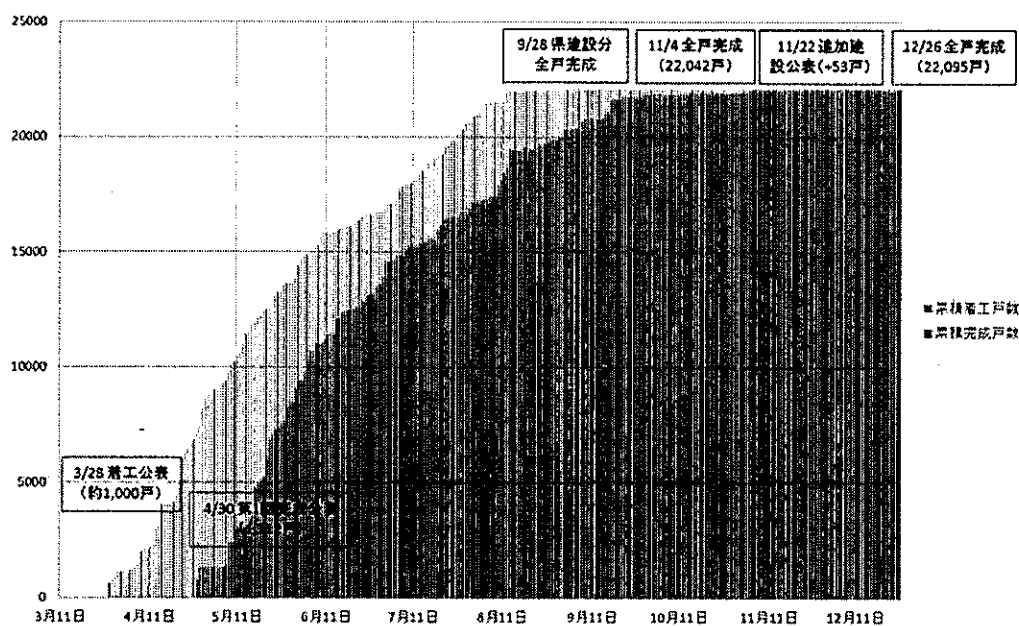
(宮城県)

1 市町村への事務委任について

- 広域的な調整を要する応急仮設住宅関係を除き、救助の実施に関する事務を3月11日付けで委任
- 応急仮設住宅関係のうち公営住宅に関する部分を3月25日に委任
- 一部市町村から住民ニーズに即した仕様で独自に建設したい旨の要望があり、その部分も追加で4月19日に委任
- 応急仮設住宅（プレハブ住宅）における寒さ対策を迅速かつ実態に即した対応を行うため、民間賃貸住宅供与の関係を除き、10月26日に応急仮設住宅に関してすべて委任

2 応急仮設住宅について

- プレハブ仮設住宅の着工・完成戸数



- 民間賃貸住宅の借り上げ（みなし仮設）

(本県では平成20年の岩手・宮城内陸地震の際も適用)

- ・平成24年3月末現在 入居決定件数 26,050件
- ・平成25年3月末現在 契約件数 20,713件
- ・平成26年3月末現在 契約件数 16,417件
- ～
- ・平成29年12月末現在 契約件数 1,882件

第14章 応急仮設住宅

第14章 応急仮設住宅

【保健福祉総務課・震災援護室】

第1節 プレハブ応急仮設住宅の供与関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【保健福祉総務課】 【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

- 3月14日 ○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）に対して応急仮設住宅1万戸の建設を要請。
- 3月17日 ○市町村営住宅の被災状況や応急仮設住宅の建設用地、応急仮設住宅の建設要望戸数の聞取等の調査のため、職員（11班体制）が市町村を巡回開始。
- 4月1日 ○巡回調査の結果、概ね3万戸が必要と見込まれたことから、プレ協へ2万戸を追加し3万戸の建設を要請。
- 4月6日 ○県内事業者を含めた国内外の住宅生産能力を最大限に活用するため応急仮設住宅の建設事業者公募の実施を一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会に要請。
- 4月28日 ○第1次分完成・入居開始（13市町1,312戸）。
- 5月10日 ○県内に供給可能な要件適合事業者を応急仮設住宅供給事業者リストとして整理し、登載された供用事業者との契約に限り応急仮設住宅の供与事務の一部を市町村に委任する通知をし、リストを市町村あてに送付。
- ◇県内に供給可能な要件適合した応急仮設住宅供給事業者リスト掲載数
- ・ 輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅供給事業者 204件
 - ・ 県内事業者を含む国内の応急仮設住宅供給事業者 77件
- 5月19日 ○市町村に対し建設戸数に関するニーズ調査を実施した結果を踏まえ、7千戸減らして建設戸数を2万3千戸に修正。
- 9月28日 ○県整備分21,519戸が完成。
- 10月3日 ○寒さ対策等追加整備（住環境整備）をプレ協へ要請。
- 10月7日 ○寒さ対策等追加整備（暖房器具設置）をプレ協へ追加要請。
- 10月19日 ○寒さ対策等追加整備（消火器各戸配置）をプレ協へ追加要請。
- 11月4日 ○市町建設分も含め400団地22,042戸が完成。
- 12月26日 ○6団地53戸の追加整備も含め最終的に406団地22,095戸（グループホーム型290戸含む）全てが完成。
- ※市町村からの要望に基づいて、被災者の障害状態に合わせた高齢者・障害者向けのグループホーム型仮設住宅を5市2町で計36棟290戸整備。
- 寒さ対策等追加整備のうち、外壁断熱材の追加、窓の二重サッシ化・複層ガラス化、消火器設置、暖房器機設置が完了。
- 1月15日 ○寒さ対策等追加整備のうち、風除室、スロープ廊下下屋、暖房便座設置が完了。
- 1月25日 ○寒さ対策等追加整備（水道管等の追加凍結防止対策）をプレ協へ追加要請。
- 3月10日 ○寒さ対策等追加整備のうち、水道管等の追加凍結防止対策完了。
- 3月21日 ○寒さ対策等追加整備のうち、棟間通路、駐車場の舗装等整備完了。

□整備戸数の内訳 406団地 22,095戸

住戸タイプ(戸)				グループホームタイプ(戸)						合計(戸) (A)+(B)	談話 室	集会 所	計
				高齢者向け		障害者向け		計(B)					
1DK	2DK	3K	計(A)	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数				
3,115	15,375	3,315	21,805	25	219	11	71	36	290	22,095	191	130	321

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【保健福祉総務課】 【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

1. 整備用地の選定について

■当初、公有地でインフラ整備済みや浸水の影響を受けない安全な用地など県のガイドラインや国の用地選定方針により用地選定が行われたが、建設可能な平坦な土地の大部分が津波被害により浸水してしまったこと、整備必要戸数が多いことから、十分な用地が確保できなかった。

2. 長期的な視点に立った整備方法について

■8月中旬までに完成させるため、より長期的な視点でプレハブ応急仮設住宅を活用するための検討が不十分であった。

■プレハブの居住環境改善のため、国から五月雨式に出された通知に基づき各種追加対策を実施するため、入居者をはじめ市町村や施工業者などその対策に長期間にわたって対応することとなった。

3. 効果的な情報伝達方法について

■地域の実情を踏まえて国の用地選定基準の変更もあり、早期完成した公有地のプレハブ応急仮設住宅へ入居した後に、コミュニティを優先させるため共有地・私有地での住宅が整備された市町が多かった。また、民間賃貸借上住宅の戸数が大幅に増加したこともあり、立地条件の良い住宅については、一時期、入居が進まない市町村も見られるなど入居者の不満が噴出した。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【保健福祉総務課】 【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

1. 整備用地の選定について

■震災前の集落・地域の近くにまとまって居住したいとの住民要望や、民有地提供の申出があり、一定の標高と避難路が確保できた場合、浸水域や共有地・私有地でも可能とするよう方針を転換した。

■効果は限定的ではあったが、住民の意向や被災地の実態を踏まえた今回の柔軟な対応は、被災者の生活環境やコミュニティ維持のために有効であった。利用可能な用地が制限される巨大津波災害に備えて、今回の教訓を活かし用地選定のガイドラインを改定していく必要がある。

■平成22年度に当部で実施していた整備場所の想定調査結果により、用地不足する市町村がある程度予測できたことから、市町村境界を超えた広域的な調整を県でも進められたが、将来の津波災害でも有効と考えられるため、津波の危険性のある都道府県においても参考になるのではないかと。

2. 長期的な視点に立った整備方法について

■長期間存続する団地には、仕様の良い応急仮設住宅を整備し、将来的に本設の復興公営住宅へ転用することや地元経済活性化のため地元業者へ発注することなどが考えられたが、これらは迅速性を求められる災害後には難しいが、法的な位置づけも含め、平時に検討しておくべきではないかと。

■本設の復興公営住宅の建設適地については、可能な限り仮設住宅整備用地の候補から除外するなど、

応急仮設住宅から復興期へと続く中長期的な被災者の住環境整備の観点から、応急仮設住宅用地選定のガイドライン等の検討を行うことが望ましい。

3. 効果的な情報伝達方法について

■柔軟な運用改善のため、制度が変わり分かりにくいといった指摘を受けることとなった教訓を活かし、可能な限り早い段階で制度の全体像を被災者に示すと共に、運用を改善した場合には、マスメディア利用など効果的で分かりやすい伝達方策について、平時に検討しておくべきではないか。

第2節 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【保健福祉総務課】

【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

1. 制度

■ 応急仮設住宅（プレハブ住宅）の補完的な措置として、平成20年岩手・宮城内陸地震の際と同様に、県が民間賃貸住宅を借上げて災害救助法に基づく応急仮設住宅として供与することにした。

■ 3月22日から24日にかけて沿岸市町を中心に市町の担当者説明会を開催し、4月8日付けで取扱いを各市町村に通知した。

■ 契約の方法や事務手続きの詳細については、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を締結している社団法人宮城県宅建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と調整を重ね、県が民間賃貸住宅を借上げて家賃等を負担し、被災者に無償で供与する「宮城県」、「貸主」、「入居者」の三者による定期建物賃貸借契約（借地借家法）とした。

■ 県が宅建協会などの不動産関係団体から受けた空き物件情報により市町村において被災者の希望とマッチングを行い、不動産仲介業者を通じて契約締結することとした。

2. 対象範囲の拡大による混乱

■ 4月30日付けの厚生労働省からの通知により、それまで対象外だった発災以降に被災者自ら締結した契約でも、県名義の契約に置換えた場合（いわゆる切替契約）に国庫負担対象とする扱いに拡大されたため、問い合わせが殺到した。

■ 事務フローなど取扱いを見直し5月13日付けで市町村に通知したが、切替契約を認めたことに伴い被災者が自ら物件を決めた場合も受け付ける市町村も出てきた。

■ プレハブ応急仮設住宅に比べ早期入居が可能なことや通勤や通学の利便性等を考慮して自分で物件を選定できる点など、被災者には利点も多く、急激に申請が増えることになった（1日200～300件）。

■ 制度が正確に周知されなかったことなどのために一部の仲介業者が誤った取扱いをしたり、誤解を招く表現の報道がなされたため、県に対し苦情が殺到した。

■ 独自様式しか認めない全国規模の大手不動産事業者がいる一方、個人事業者では三者契約という馴染みの薄い契約方法に理解を得られないなど、様々な問題が発生し混乱に拍車がかかった。

■ 賃貸住宅の契約に関して不慣れな持ち家に入居していた高齢被災者の相談対応にも多くの時間を要した。

3. 都道府県への救助要請

■ 本県からの要請に基づき、各都道府県では公営住宅等に本県からの被災者の受入れも行われたが、本県内で民間賃貸住宅の切替契約を認めたことから、同様に他都道府県においても同制度の実施を5月11日付けで要請した。

4. 事務処理の遅延

■ 厚生労働省から弾力的な運用通知（入居要件の緩和、附帯設備の国庫対象）が次々発出されたこともあり、当初見込みの10倍を超える申請が殺到したため、担当職員の配置が追いつかず、入居決定、契約締結、支払いなどの一連の事務処理が大幅に遅延した。

■ 4月当初の担当は、保健福祉総務課災害救助法対応チーム8人のうち2人（県職員1人、奈良県応援職員1人）で、その後、5月中旬から部内兼務発令により同チームに6人増員され、民間賃貸住宅担当が6人（本県職員4人、奈良県応援職員2人）となった。7月1日には部内に震災援護室が設置されたが、その頃は、奈良県2人及び高知県1人を含め、ほぼ室員全員の13人で民間賃貸住宅の事務処理に当たったうえに、電話応対専門の非常勤職員5人を採用し、殺到する問合せに対応した。

■ 窓口である市町村でも申請増加により受付事務が滞る恐れがあったため、市町村からの要請に基づき、本県

職員を随時派遣し、民間賃貸住宅関連業務に当たった。特に石巻市では、全体の25%を占めるほど多くの申請があり、本県職員を3か月以上の長期期間にわたり交替制で1日14人程度派遣した。併せて、県庁内の契約書審査事務のため部内職員10人に3週間の応援を得たが、それでも処理仕切れず山形県職員5人6週間、全庁から30人9週間の応援により遅延の解消に努めた。

■貸主や仲介業者から提出の契約書には、押印漏れなどの不備に加え、入居決定時の条件や契約書の条文を無断修正されているものなどが半数近くあり、補正作業に時間を要し契約締結が遅れる要因となった。

■膨大な処理件数に加えて想定外の振込処理を要求されるなど細かな支払い設定が必要となり、支払い事務に相当の時間を要することになった。県の支払い業務の体系やシステムは、このような短期間に膨大な支払い処理を行うことは想定していないため、支出関係書類の作成にあたり、部内各課庶務担当職員等に兼務発令を行い、併せて出納局会計課とも調整し、チェック・支払い事務を全員体制で対応した。

■県から家賃が支払われるまで入居者が立替払いしている場合が多く、被災者から早期支払いを激しく要求され、緊急払いにより即日支払いの対応を迫られことしばしば発生する状態が半年以上も続いた。このため、支払いを優先し支払明細書の発行を後回しにしたが、結果遅延分を数か月まとめて支払うことになり、支払いを終えても振込金額の明細が分からないといった問合せが振込直後から相次いだ。

5. 業務委託

■支払遅延解消と支払業務の省力化のため、契約書の審査、支払手続き、支払明細書の発行等を9月から一部、10月から本格的に民間事業者へ業務委託したが、振込口座の誤り、二重払い、支払明細書の送付遅延など次々と問題が発生した。12月末例月支払いで多額の二重払いが発生したが、遅延していたほぼ全ての家賃の初回支払いを終えることができた。

■業務委託により開発した管理システムについては、ファームバンキングによる支払データの作成が可能になるなどその後の支払業務の飛躍的な省力化が図られた。

6. 遡及支給

■通常の契約による支払い遅延について一定の目途がついたため、切替契約前に被災者が自ら契約し支払っていた家賃等を遡及して県が負担する扱いを始めることとし2月から3月までに受付処理することとした。

■管理システムへの契約情報の蓄積が進み、DMや申請様式及び封筒へのデータ差込みによる作成が可能となったことや市町村の事務負担軽減のため、対象となる切替契約案件約1万件について、市町村を経由しないで県で一括事務処理することとした。

■この事務処理のためには、書類の審査、電話対応及び返送事務などで常時20名体制を敷くことが必要と想定されたが、応援職員による対応は不可能であったため、外部業務委託することとした。

7. 問合せの内容の変遷

■申込者の入居がほぼ終え、賃貸契約締結の進捗状況や支払いに関する問合せが落ち着いてくると、その次は入居者が貸主や近隣住民との間で発生したトラブルや家庭内の問題(DV等)に関する相談が増えてくることになった。

■県内の避難所の解消に合わせて、申請受付を12月28日で終了としたが、その後も申請相談が絶えない状況が続いている。

■入居者の生活状況や世帯構成員の変化に伴い他の物件への転居について相談の問い合わせも県のみならず市町村へも寄せられている。

■平成24年3月末までに1,600件を超える途中退去の申し出の受け付けをしているが、退去時の家賃等の精算方法について明確な方針を決める前に退去した入居者に係る家賃の返納処理が発生し、今後、債権管理も大きな業務として残ることになる。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【保健福祉総務課】 【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

1. 制度の変遷と運用の課題について

■4月30日付けの厚生労働省の通知により拡大されたいわゆる「切替契約」と県が災害協定に基づき不動産関係団体から提供された空き情報により入居希望者が契約する「新規契約」の2種類の方法（三者契約）があったが、さらに、仙台市が先行して確保した二者契約（入居者を特定する前に契約しているもの）を含めると3種類。厚生労働省から弾力的運用通知により途中から附帯設備費用の取り扱いも変更となったため、その項目の有無も入ると4種類の契約書が存在し、大きな混乱を生じた要因ともなった。

■不動産賃貸契約に伴う基礎的な知識が十分でない職員が制度設計とその運用に携わることとなったため、制度の細部に潜む様々な問題に気づかず、時間を経てから想定外の課題が発生することになるなど、事務処理の遅延と混乱に拍車がかかった。

2. 申請者情報の把握と適切な居住物件への誘導について

■プレハブ応急仮設住宅との重複申請や被災市町と異なる市町の物件へ居住希望するなど被災者情報を一元管理することが困難であったため、プレハブ仮設の必要戸数の調整や入居後の被災者支援の遅延を招くこととなり、被災者へのきめ細かな情報提供が十分にできていないことへの不満の声が上がっている。

■高齢者や障害者を始めとする要援護者への物件の供与に当たって、優先的に供与できたかなど配慮が十分に行われたかなど実態が把握できていない。

3. 業務量と課題の変化に対応した体制の構築について

■4月30日付けの厚生労働省の通知により対象が拡大されたことにより、最終的に当初予想の10倍を超える申請があったことや問い合わせが殺到したことにより事務処理が追いつかず、多くの契約締結が遅れ、合わせて支払いの遅延も発生し、大混乱となった。他県からの応援職員に加えて庁内の応援も得たが、結果的には対応が追いつかなかった。

■業務量と課題の変化のスピードに県の人事システムが対応しきれていない。短期間の応援職員での対応は、継続性と一貫性を求められる今回のような業務には馴染まず、多くの職員の応援を得たが対応しきれずに、最終的には業務委託により処理することとなった。

4. 弾力的運用通知による取扱いの限界について

■災害救助法は「緊急時の応急的救助」で、応急仮設住宅へ入居により救助は完了のはずだが、今回の震災が、これまで経験のしたことのない甚大かつ広域にわたる災害であるとの認識から、被災当時に居住していた市町に戻るための転居について、厚生労働省から弾力的な取扱いができる旨の通知が発出された。ただし、発災から1年以上を経過した現時点においても、県が認める場合には適用しても差し支えないとする取扱いなどは、運用上の矛盾が生じ、限界があると思われる。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【保健福祉総務課】 【震災援護室（平成23年7月1日新設）】

1. 民間賃貸借上制度の周知について

■震災前から「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を社団法人宮城県宅地建物取引業協会と締結していたが、借上仮設住宅制度や契約時の留意点等について、できる限り具体的な取決めを行うと共に制度等について周知を図るなどの十分な準備をしておく必要がある。

■不動産取引などの専門的な知識を有した職員の配置や助言を得られる庁内のシステムを構築しておく

必要がある。

2. 申請者情報の把握と適切な居住物件への誘導について

■県の借上住宅の申請をする場合には、被災者の市町村への申請は1世帯1回の申請に限定し、その際に建設仮設住宅を希望しているかどうかを確認し重複している場合はどちらかを取り下げるなどの広報の徹底、確認が必要である。加えて、これらの重複をチェックできるよう、借上仮設・応急仮設・応急修理の申請世帯データベースを相互に確認できるものにするなどの工夫が望まれる。ただし、今回のような大規模な災害の発生当初の混乱期にこのような体制を構築することは事実上不可能であるので、平時に周知な準備をしておく必要がある。

■災害時、要援護者の保護を優先する枠組みが必要であり、その実現に向けて関係団体と協議を進めることが望ましい。

3. 業務量と課題の変化に対応した体制の構築について

■不動産会社によって家賃の日割り計算の仕方や契約書の書式が異なり業務が煩雑になったため、今後は不動産契約書の統一など、運用面についても協定先の不動産関連団体とルールを定め、それを徹底できるように調整しておくことが重要である。

■現行の財務システムで、県が多くの不動産会社や貸主に対して家賃の振り込みすると事務が煩雑になることから、振り込みを含め業務委託するなど借り上げ住宅の業務体制についても再検討しておくことが必要である。

■効果的・弾力的な職員配置ができるような仕組みづくりを平時から構築しておく必要がある。また、極めて特殊な業務により一部の職員にのみ負担がかかることのないよう、通常よりも短期間での配置転換を行うなど職員の処遇環境にも配慮することにより、一定の事務処理水準を保持しつつ安定的な業務運用の維持が期待される。

4. 弾力的運用通知による取扱いの限界について

■災害救助法の趣旨に鑑み、同法適用の期間は一定期間で終了とし、自宅の自立再建や災害復興住宅などの恒久的な住宅へ入居可能となるまでの間については、例えば、被災者への新たな住宅支援施策として、被災者の自立促進に資するような家賃補助などの創設も視野に入れた検討を国に対して働きかけていくことが必要ではないか。



[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [危機対策課](#) > [東日本大震災災害対策本部会議-議事要旨および会議資料-について](#)

[読み上げる](#)

東日本大震災災害対策本部会議-議事要旨および会議資料-について

印刷用ページを表示する 掲載日：2012年9月10日更新

この議事要旨は、東日本大震災 宮城県災害対策本部会議の第1回（平成23年3月11日）から災害対策本部廃止に係る第95回（平成24年3月26日）までの会議内容についてまとめたものです。

会議はすべて公開にしたということもあり、また、当時は、未曾有の大災害への時間的対応に追われたことから、災害対策本部としての会議記録は作成していませんでしたが、今後の大災害への対応にも役立てるべく、当時の会議資料や報道機関から提供いただいた会議の音声記録、出席者の会議内容メモ等を元に、可能な範囲において、出席者の発言内容を要約し、会議資料と合わせて公表するものです。

議事要旨であるため、実際の発言内容そのものではなく、また、議事進行的な発言は割愛しています。

なお、発言者名については、出席者名簿を作成していなかったため、県以外の機関（一部、政府関係者を除く。）については、原則として機関名とし、本部長以下、県の本部員については、音声記録等から代理者によるものと判断できるもの以外は、姓を記載しています。

また、発言内容については、原則として、会議資料の説明と重複しない部分を中心に記述しています。

災害対策本部会議 議事要旨／会議資料

- ・ 第1回 ～第10回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年3月11日～3月13日)
- ・ 第11回～第20回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年3月13日～3月18日)
- ・ 第21回～第30回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年3月18日～3月23日)
- ・ 第31回～第40回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年3月24日～4月 2日)
- ・ 第41回～第50回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年4月 3日～4月10日)
- ・ 第51回～第60回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年4月11日～4月20日)
- ・ 第61回～第70回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年4月21日～5月 9日)
- ・ 第71回～第80回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年5月10日～6月 2日)
- ・ 第81回～第90回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年6月 6日～8月10日)
- ・ 第91回～第95回 災害対策本部会議 [議事要旨](#) / [会議資料](#) (平成23年6月24日～平成24年3月26日)

このページを紹介する

このページに関するお問い合わせ先

危機対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 5F

防災対策班

Tel : 022-211-2375

Fax : 022-211-2398

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



宮城県公式Webサイト

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 法人番号8000020040002

Tel:022-211-2111 | [県庁への行き方](#) | [県庁県民駐車場](#)

Copyright © Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

第12回 宮城県災害対策本部会議 議事要旨

1 日時

平成23年3月14日 9時00分

2 場所

県庁行政庁舎4階 庁議室

3 配付資料

第12回宮城県災害対策本部会議資料

4 議事要旨

○村井災害対策本部長

- ・我々が元気を出さないと、県民に元気が出ないので、力強くやっていきたいと思う。
- ・副大臣，政務官，副知事は石巻市に視察に行っている。

○小野寺危機管理監

- ・津波注意報解除に伴い，陸からの救助活動が本格化してくるので，かなりの数の遺体が收容される，遺体の処理の対応が問題になってくると思われる。
- ・食料は若干遅れてはいるが，ある程度まとまった数量が届くことになっている。
- ・重油についても，ある程度まとまった数量が届くことになっている。

○仙台管区气象台

- ・ここ数日間は静かだが，M7クラスの余震が起こる確率が高い状態は続いている。海底で起きると津波もあり得るので，沿岸での作業には十分な注意が必要。

○今野総務部長

- ・県庁への避難者，職員安否，施設被害等の状況（資料内容）
- ・県庁1～2階の避難者は相当数が減った。今は2階の食堂と広報室，1階のドトール・コーヒーに集約。

○佐藤企画部長

- ・総務大臣から，仮設住宅の必要数を速やかに国土交通省に報告してほしいと連絡あり。
- ・庁内のインターネット使用は，災害復興業務を優先とし，災害業務関係のない職員は使用を控えるようお願いしたい。混んでつながりにくい状態が続いている。

○小泉環境生活部長

・遺体の安置所について、名取市長から、県の高等看護学校体育館を使用したいと申し出があり、保健福祉部と調整し、了解した旨お知らせした。

・遺体の処理について、沿岸部で相当数の遺体、例えば南三陸町では1000体の遺体があるとのこと。地元の首長から早急に土葬で処理したいと希望が出ている。遺体の傷みも懸念され、法的には不可能ではないので、土葬の方向で検討したい。

火葬は間に合わないと思われ、山元町からも、県の方針決めて示して欲しいと要望が出ている。厚労省に照会しており、午前中にも回答が来る予定。

○竹内警察本部長

・今の話は身元の確認・引き渡しが終わったご遺体の話か。1,000体の遺体という話は把握していない。身元確認が必須であり、中には旅行者も、関係者もいると思われる。

身元確認前に土葬という処理はとても出来ない。大変な膨大な作業だが、粘り強く身元確認作業等をやっていくしかない。ご家族のこともある。

人を増やして対応していくしかないが、まず場所が問題になる。例えば志津川中学校を解放するとか。いずれ、泥まみれのご遺体をそのまま土葬ということはいかがなものか。

身元確認を終え、その後土葬ということであれば結構だが、手続きを踏まないわけにはいかない。

○村井災害対策本部長

・それは大前提である。検死、死亡証明後の埋葬方法は、誰が決定するのか。厚生労働省か、市町村長か。

○小泉環境生活部長

・最終的には市町村長が判断できることになっている。

○三浦災害対策副本部長

・いずれにせよ安置所は必要になる。

○村井災害対策本部長

・厚労省にも早急に確認して欲しい。南三陸町は、面積に比べて遺体の数も相当数だろうし、大変だと思う。

だが、まだ72時間前なので、まずは、救える命を救うということを今日一日頑張っていたきたい。

埋葬の件は、火葬は難しいので、土葬の方向で調整することになると思うが、その場合も検死手続きを踏むことは必要である旨、町にも伝えてほしい。

・棺桶とかは大丈夫か、保冷剤は。

○小泉環境生活部長

- ・保冷剤も含めて準備しているところ。

○岡部保健福祉部長

- ・所管施設、災害拠点病院等の状況（資料内容）
- ・受入可能病院は県HPにもアップしているので参照願いたい。
- ・ボランティアについては、国の方で受入体制構築してもらおう。
- ・社会福祉会館1階にボランティアセンター開設済み、体制は整えている。
- ・救命活動中だが、全国、全世界から善意の申し出（義援金）の間合わせ非常に多くなっている。義援金、寄付金の受入口座開設の準備をしており、口座が確定し次第、メディアでの広報をお願いしたい。

○村井災害対策本部長

- ・物資では対応しきれないので、善意はお金でお願いしたい旨、メディアの皆さんに広報を宜しくお願いしたい。

○河端経済商工観光部長

- ・各課所管施設等の被害状況（資料内容）
- ・石巻合庁は水がまだ引かない。対策本部の役目を果たせず、東部下水道事務所に移転を相談している。
- ・東部下水道事務所も満杯、土木事務所も移ってきたので。場所をどうするか、総務部と相談していきたい。
- ・昨日、山元町に行ってきた職員から復命があった。食料、水2リットル774本を山元町に搬送中。パン1万個が大河原合庁に届く予定であり、車6台待機し、届き次第、山元町に届ける。
- ・粉ミルク、トイレットペーパー、乾電池、紙おむつは県庁・仙台合庁にあるので、量を確認の上、今日にでも山元町に搬送する。
- ・石油ストーブは仙台合庁にあるが、灯油とセットで運ぶ予定。灯油が入庫次第トラック協会と協議。
- ・住宅関係は、プレハブ協会に土木部を通じて要請している。
- ・南三陸町に4名職員を派遣。4時現在の要望は資料のとおり。整理して対応したい。
- ・遺体が多く、損傷も激しいとのこと。
- ・国際援助団体、セイブ・ザ・チルドレンジャパン、救援食料の提供と搬送の申し出があった。

○千葉農林水産部長

- ・支援物資の要請状況等（資料内容）

○橋本土木部長

- ・土木公共施設等の状況（資料内容）
- ・東部土木事務所は、港湾も含めて下水道事務所に移動。

- ・道路のパトロールを本格化し、災害調査に当たる。
- ・道路の応急復旧対策は、現時点で259箇所、被災額1150億円で、まだまだ増える予定。
- ・道路、76線、120箇所規制中だが、どんどん増えている。全通行止めが61箇所。
- ・コバルトラインは通行可能。
- ・下水の関係は、市町村や漁業関係者との調整が必要だが、滅菌処理し、ダムを放水して河川を通じて海に流すようにしたいと思っている。河川、海域のモニタリングも行う。本格復旧には1年か2年くらいはかかるので、それまでの間、そのような対応をしたい。仙塩、阿武隈、東部で、そういう対応をする。
- ・緊急処理までどのくらいかかるかは不明だが、今日の夕方まで調整する。

○村井災害対策本部長

- ・下水が一番心配だ。
- ・仮設住宅1万戸要請する予定だが、県営住宅85戸確保、市町村住宅も把握したい、民間の賃貸住宅、一時的に旅館、ホテルを確保できないか確認中だが、それでも不足の場合は、疎開も考えなければならない。1万戸はすぐには対応できない。
- ・応急危険度判定は栗原市で終えている。その他の市町村についても早急にしなければならぬ。それも支援する。

○自衛隊

- ・気仙沼、石巻。女川に10万食を準備。

○村井災害対策本部長

- ・牡鹿町鮎川の情報はどうか。離島はどうか。

○自衛隊

- ・離島は10島のうち3島に自衛隊は入っており、残り7つは、海上自衛隊が、食料が届き次第入る予定。

○三浦災害対策副本部長

- ・江ノ島は入っていないのか。

○村井災害対策本部長

- ・離島が心配だ。食料、水大丈夫か。
- ・江ノ島について確認して欲しい。103名住民がいる。海上自衛隊で確認して欲しい。

○竹内警察本部長

- ・広範囲に散在している。分散すればするほど、検死の医師確保の問題も出てくる。トータルな収容場所を確保する努力も続けなければならない。女川町の場所を調査

中であり、積極的な提供をお願いしたい。

- ・警察施設，駐在所の流出11箇所。
- ・雄勝地区では，避難住民が数カ所に分散。重傷者いないが食料がほとんどない。発電機もない。雄勝駐在の警察官の警察無線が唯一の連絡方法となっている。
- ・北上地区では，大川駐在所が流され，状況を十分把握できない。早急に情報把握したい。
- ・牡鹿地区は，渡波から鮎川まで全滅。各浜に100体くらいの遺体流れ着いている。半島全体で1,000を超えるかもしれない。道路も分断している。
- ・ポイントポイントに焦点を絞り，まずやれることを全力でやる。その後遺体収容。
- ・塩竈署長から連絡があり，多賀城市産業道路中心にタンクローリーが100台単位で多数台横転し，ガソリンが漏れており危険とのこと。措置しなければならない。消防の方はコンビナートの火災中心に対応している。遺体もかなり多い。場所によっては車が重なっていて，重機でひとつひとつ片付けなければいけない。

○村井災害対策本部長

- ・多賀城市長に連絡し，実態把握してほしい。消防にも確認のこと。
- ・テントを設置し遺体安置所することは可能か。ご遺体は，棺桶でなく袋に入れざるを得ない。テント設置も時間がかかると思う。現場にも確認して場所を選定すること。危機管理監の方で調整願う。
- ・タンクローリーについては消防に確認のこと。

○消防庁

- ・2,581名が活動中，本日から南三陸町中心に移動して活動している。
- ・コンビナート火災は，延焼は続いているが弱火にはなっている。消火には入っていない。

○東北電力（株）

- ・本日朝7時現在，停電93万戸，停電率65%。45万戸回復した。
- ・仙台市都心部周辺部を中心に復旧。昨日，仙台市中山，東仙台，八木山，大崎市，塩竈市の一部が復旧したが，沿岸部は見通しが立たない。
- ・75万5千戸が施設修理が必要。25万戸は，施設が流され，復旧に時間がかかる。

○小林教育長

- ・南三陸教育事務所は，今日から登米事務所に移転。東部教育事務所をどうするか検討する。
- ・子どもの転校が増えると思われ，その対応が課題。
- ・内々に仙台市災害ボランティアセンターから，県立高校を全国のボランティアの宿泊場所にしたいと連絡が来た。具体的には仙台三高を使いたいらしい。三高には被害はない。県全体のボランティア対応の問題なので，この場で方向性を決めていただきたい。

○村井災害対策本部長

- ・小林教育長で問題がなければ、良いと思うが。
- ・国がボランティアを一元化しているはずなので、県のボランティアセンターに連絡し、国とも調整してほしい。
- ・公用車のガソリンはどうするか、高速道路内のガソリンスタンド活用の件は、その後どうなっているか。危機対策課長を呼んできてほしい。

○千葉病院局長

- ・水道の復旧が遅れている。電気も遅れているのでA重油をお願いしたい。食料も不足。

○村井災害対策本部長

- ・水と食料、燃料については、かなり混乱しているので、自ら取りに行くよう調整してほしい。待っていたら届かないかもしれない。

○伊藤企業局長

- ・職員全員無事確認
- ・大郷あたりまで水は行くが、あとは市町村の水道の被害次第。

○菊池危機対策課長

- ・高速道路の給油可能なガステーションは、一覧表のとおりであり、緊急車両は給油可能。

○村井災害対策本部長

- ・かなり食料は届くようになってきているが、昨日あたりから首長さん方と直接連絡を取っていると、食料、水、燃料をと言われる。電気が回復してくれば、店も開くと思うが、ここ2、3日は開かないと思うので、それまでは、宮城県民全体が食料不足の状態。我々も食べていないが、234万人いるので、1食でも234万食必要になる。

・「宮城にも原発の影響があり、既に出ている、出るのでは等の噂が流れている。政府から何らかのアナウンスをしてもらった方がいいのでは」と大崎市長から電話があった。アナウンスはしてもらっているのだが、停電でTVを見ていないのではないか。

政府は繰り返し大丈夫ということは言っている、市町村の災害対策本部に、その旨の情報を流すしかない。

- ・人命救助は今日明日がリミット。頑張ってください。

次回は3月14日18時00分に開催する。

第30回 宮城県災害対策本部会議 議事要旨

1 日 時

平成23年3月23日 10時00分

2 場 所

県庁行政庁舎4階 庁議室

3 配付資料

第30回宮城県災害対策本部会議資料

4 議事要旨

○阿久津内閣府大臣政務官

- ・疲れが出てくる頃、健康管理に注意すること。

○村井災害対策本部長

- ・仮設住宅について、プレハブ建設協会に第一弾として1万戸要請し、建設適地を市町を回って調査してきたが、第一次着工分として千戸程度決定した。
- ・候補地の選定については、津波の被害を受けた沿岸市町を優先し、造成工事等が不要で早期に着工が出来ること、下水道ライフライン引き込みに時間を要しないこと、建設戸数がまとまって確保できることを考慮した。
- ・必要な戸数を確保するには、相当な時間を要すると考えている。
- ・早期の仮設住宅の確保が困難な為、入居決定にあたり高齢者、障害者、妊婦、乳幼児の家庭を優先すること。
- ・地域のコミュニティを配慮した入居を実施してもらうよう市町村にお願いしている。
- ・民間賃貸住宅や公営住宅を利用したり、一時的に県外の二次避難施設に集団で避難

してもらおう等、さまざまな手だけを実施していきたいと考えているが、必要な仮設住宅については、必ず準備をして参りたいと考えているので、被災者の皆様にはご理解いただきたい。

○小野寺危機管理監

- ・死者4,978名、行方不明者5,196名。
- ・昨日開設した避難者相談ダイヤルは、501件の問い合わせ。避難者名簿に記載されていた方が87件。石巻、気仙沼、女川、南三陸が問い合わせの9割を占める。
- ・昨日、東京都が宮城県に被災地支援現地事務所を開設した。

○東京都

- ・昨日到着し、自治会館の二階に現地支援事務所を設置した。東京都としては、被災地復旧復興に向けて全面的に支援するというスタンスなので、何かあったら連絡をいただきたい。

○仙台管区气象台

- ・冬型の気圧配置だが、概ね晴れ。悪天は予想されていない。明日朝の最低気温はマイナス1～マイナス4度。26日まで高潮に注意。鮎川港の満潮は18:39、明日の朝は5:28が満潮時。
- ・今朝、7時過ぎ、最大震度5強の地震が2回福島県浜通りで観測されている。引き続き余震や津波に関する情報にご注意願いたい。

○小泉環境生活部長

- ・ペット関係の被災動物救護本部を設置。

○岡部保健福祉部長

- ・医療救護班が3チーム増え、活動してもらっている。
- ・避難所へのインフルエンザ等の蔓延恐れがあるので、3名の医師で亘理町、山元町等の避難所巡回調査、指導に入ってもらっている。今後の対策を検討し周知してもらおう。
- ・福島と合同で、国民健康保険、後期高齢者医療制度についての要望を国に行う。

○河端経済商工観光部長

- ・軽油ドラム缶120缶を公共施設等に配送する。

○竹内警察本部長

- ・遺体安置状況、総数5,714体（前日より107増）引き渡したご遺体は3,142体、引き渡し率55%。
- ・推察される氏名を更新しており、1,279人が搭載されている。

○消防庁

- ・緊急消防援助隊1,582名で活動中。

○海上保安庁

- ・船艇54隻、航空機19機を展開し、捜索、漂流物の回収を行っている。
- ・潜水海底捜索を女川、気仙沼、石巻で実施予定。

○東北電力（株）

- ・停電状況→ 3月22日 18時00分現在 13万8,534戸
3月23日 8時00分現在 13万8,200戸
- ・がれきが大量に流れ込んだ変電所が3ヶ所あり、そのうち仙台港、多賀城は自

衛隊が除去活動に入った。感謝申し上げる。

○教育委員会

・資料では被害額540億円となっているが、最新の情報では600億円。この被害額は学校関係だけなので、今後関係施設を加えると被害額は膨らんでくると思われる。

・本日15時、県立高校合格発表実施。17時に2次募集の内容について公表する。

・県立高校11校が避難所になっている。円滑に新学期を迎えられるように準備を進めている。

・被害が大きかった市町村の教育委員会に対して、県として支援していく必要があるが、どのようなニーズがあるのか、これから具体的に調整していきたい。

○千葉病院局長

・特に変更なし。

○伊藤企業局長

・大崎広域水道事務所関係3箇所（小牛田、南郷、涌谷）については、それぞれの下水タンクへ送水を開始している。

・仙南仙塩広域水道については、一箇所、蔵王の下水タンクに送水を開始している。

○村井災害対策本部長

・まだまだ混乱しているが、当初に比べるとだいぶ落ち着き、政務官二人がいらっしやるので私たちの声が直接届くようになった。この体制を充実していただければと強く思う。

・自衛隊と米軍で調整所を設けていただいている。自衛隊にかなり負担がかかって

いるので、今後米軍の方たちにさらに入っていたらいいのであればと思っている。

- ・水がはけないところがまだ多数ある。排水を最優先でやっていただけないか。排水が悪く捜査が難航しているので、国交省、農水省にはポンプを全国的に集めて排水を最優先していただきたい。

○阿久津内閣府大臣政務官

- ・自衛隊、米軍の件については、防衛省・外務省と連絡等検討させていただく。

○村井災害対策本部長

次回は3月24日10時00分に開催する。



第40回 宮城県災害対策本部会議 議事要旨

1 日 時

平成23年4月2日 10時00分

2 場 所

県庁行政庁舎4階 庁議室

3 配布資料

第40回宮城県災害対策本部会議資料

4 議事要旨

○末松内閣府副大臣

- ・「震災復興構想会議」を4月11日までに設立することを検討している。
- ・4月中に第一次補正予算案をしっかりとやっていく。
- ・総理より「世界のモデルとなるような街づくりを進めていきたい。」とのお考えがあった。

○市村国土交通大臣政務官

- ・山元町を視察したが、大変しっかりした体制であった。要望されている電気製品について、洗濯機は宮城県で対応中であり、掃除機はこれから対応を検討していきたい。
- ・人材の派遣期間については、1週間等の短期間ではなく最低1年程度の長期間にして頂きたいとの要望が山元町長からあった。農家の被害についても要望があった。
- ・常磐線再建についても、現在の場所のままでもいいのか検討いただきたいとのこと。
- ・罹災証明の判断について、塩害の被害についても検討いただけないか話があった。
- ・避難命令が出ている地域に戻ってきている住民から、作業音・作業中出てくるホコリ・電気が来ない等のクレームが役場にきている。なんとかご配慮いただけないか。

○末松内閣府副大臣

- ・山元町長より、職員は災害対応で手一杯でクレーム対応が大変であり支援して頂いている中申し訳ないが、ご配慮願いたいとのこと。

○村井災害対策本部長

- ・常磐線、気仙沼線の再建場所について国土交通省でJRと協議をお願いしたい。
- ・建物の塩害が深刻の為、今後対応が必要になってくる。

○小野寺危機管理監

- ・死者数等説明。南三陸町分の死者数を調整した為、死者数が減少した。
- ・被害額等説明。

○仙台管区气象台

- ・沿岸部雨の心配はなし。
- ・西よりの風が強い見込み。
- ・5日まで低温状態が続く模様である。
- ・大潮、高潮に注意が必要である。
- ・3月31日19時30分より仙台新港検潮所にて津波観測を開始する。

○今野総務部長

- ・特になし。

○伊藤企画部長

- ・東北本線の仙台―岩沼間で運転再開を延期する。
- ・東北本線の南仙台―岩沼間をJRバスが運行した。

○小泉環境生活部長

- ・福島第一原子力発電所事故に係るモニタリング結果は、低い数値で安定している。

○岡部保健福祉部長

- ・福祉施設の人的被害について、山元町で身元が判明した死者50名が増加した。
- ・震災孤児数は、現在17名である。
- ・災害ボランティアは、3月31日時点で1,627人である。
- ・生活福祉資金は、6市13町村4,752件で、約6.6億円の貸し付けを実施した。

○河端経済商工観光部長

- ・灯油、軽油117本の配送を予定している。

○千葉農林水産部長

- ・仙台塩釜港を4月1日に開港したことに関する説明。
- ・農林水産大臣が4月2日に来県に関する説明。
- ・平成23年度水田における作付け調整について説明。

○橋本土木部長

- ・排水対策について、山元町山下駅付近の作業を4月1日に着手した。
- ・「仙台塩釜港復興会議」を4月2日13時30分より開催予定である。

- ・ 4月1日「石巻港復興会議」の開催について、決議文読み上げ、復興宣言(別紙P13)。
- ・ 4月1日15時00分より仙台塩釜港、石巻港の岸壁に一般貨物船の入港が可能となった。
- ・ 流域下水道流末処理施設について、緊急溢水対策の進捗率は90%である。
- ・ 応急仮設住宅の対応について、2,400戸の着工が済んだ。
- ・ 社団法人プレハブ建築協会へ応急仮設住宅2万戸を追加し、計3万戸の建設を要請した。

○村井災害対策本部長

- ・ 仮設住宅の建設には1年～長期間に及ぶと思われるので、まずは安全な場所に二次避難と
いうことをマスコミにPRして頂きたい。

○自衛隊

- ・ 遺体を94体収容した。
- ・ 昨日の沿岸部集中捜索により30体収容した。

○警察本部

- ・ 4月1日の収容人数は18ヶ所で計1,932体収容した。
- ・ 累計7,192体で、うち6,108体引渡し済み。(引渡率84.9%)
- ・ 交通事故発生件数及び負傷者数が減少している中、死亡事故が3件発生しており、いずれも震災に関連するものと推定される。
- ・ 災害復旧により他県から多くの車両が来ている為、「ドライバーに対し交差点での注意」、
「体調不良による運転を控える」、「譲り合い等交通ルールやマナーを守ること」についての
呼びかけを各自お願いしたい。

○海上保安庁

- ・漂流漁船32隻を引き渡した。
- ・小規模漁港115ヶ所で調査実施。更に継続する。

○東北電力(株)

- ・停電率7%である。
- ・変電所を仮設した。
- ・今後1,900人体制で復旧活動を行う。

○東北経済産業局

- ・ガソリンスタンドの稼働率80%である。
- ・石油製品出荷率77%である。
- ・昨年以上の出荷を元売り会社に要請中である。

○小林教育長

- ・東日本大震災で被災した県立高校4校の再開の方向性について別紙参照。

○伊藤企業局長

- ・大崎広域水道事務所関係は4月1日に復旧完了する。
- ・仙南・仙塩広域水道事務所関係は4月1日に復旧完了する。

○村井災害対策本部長

次回は4月3日10時00分に開催する。